

国民年金保険料の各種免除制度のご案内

国民年金保険料の納付が困難な場合、これらの制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万が一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合や、退職（失業）等により保険料を納めることが難しくなった場合は、保険料の納付が「全額または一部免除」もしくは「猶予」される制度があります。

1. 免除制度・納付猶予制度

詳しくは、広報4月号または住民課国保年金班、千葉年金事務所へお問い合わせください。

2. 特例免除

（退職（失業）等による特例審査）

退職していることを確認できる公的機関の証明の写しを

3. 法定免除制度

添付することで、退職（失業）された方の所得が審査対象から除外されて審査されます。
※退職（失業）された方以外に、一定額以上の所得がある方が所得の審査対象にいたるときは、特例免除は認められません。

次に該当する方は、「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を提出することで国民年金保険料が免除されます。
○生活保護法による生活扶助を受けている方
○障害基礎年金または被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方
○国立ハンセン病療養所などで療養している方
法廷免除が該当した期間の

老齢基礎年金額は、平成21年3月以前の期間は1か月を3分の1、平成21年4月以降の期間は1か月を2分の1で計算します。

なお、事由が消滅した場合も「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」の提出が必要で、免除消滅後の期間は国民年金保険料の支払いが発生します。

提出が遅れることで未納分の納付ができない場合や、他の免除制度の申請ができない等の不利益が生じる場合があるため、事由消滅後は速やかに届出を提出してください。

4. 産前産後期間の保険料免除制度



↑パンフレット

の保険料が免除される制度があります。

産前産後期間の免除は、将来年金を受給する際に納めた期間として計算されるため、他の保険料免除制度を利用している方も手続きが必要です。

●対象者

第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

●保険料が免除される期間

・単児妊娠の場合

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

・多児妊娠の場合

出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産で、死産・流産・早産された方も含み

ます。

●付加保険料について

産前産後期間は国民年金保険料は免除されますが、付加保険料（月額400円）を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

付加保険料の納付を希望する方は、別途申請が必要ですので、住民課または年金事務所にお問い合わせください。

●申請受付

出産予定日の6か月前から申請できます。

●申問

・住民課国保年金班

☎(84)12114

・千葉年金事務所

☎043(242)6320